

集団回収実践の手引きと 各種届出様式



I. 登録団体の活動について	・・・P1
II. 活動報告等各種届出について	・・・P4
III. 活動実施にあたって特にお願いしたいこと	・・・P5
IV. 区からの報奨金について	・・・P6
V. 各種届出様式とその書き方	・・・P7

集団回収に関する問合せ先

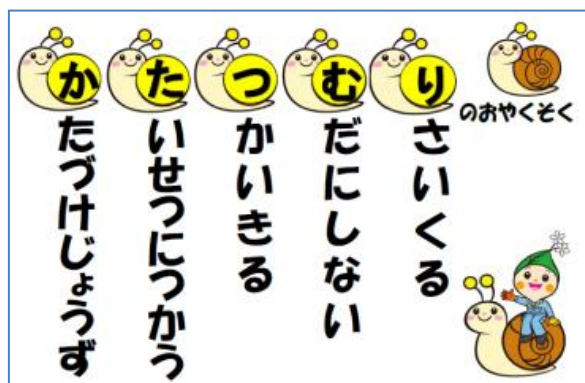
板橋区資源環境部資源循環推進課資源循環協働係

電話 (3579) 2258

FAX (3579) 2249

E-mail s-recycle@city.itabashi.tokyo.jp

板橋区では、「板橋かたつむり運動」を展開し、「かたつむりのおやくそく」として、区内の家庭や事業者に3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発を推進しています。



I. 登録団体の活動について

1. 取扱品目について

(1) 取扱える品目

- 古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パックその他古紙）
- 布類（古着・古布）
- 缶（アルミ缶・スチール缶）
- びん（リターナブルびん・ワンウェイびん）

(2) 取扱品目を変更する場合

- ①回収業者と調整します。
- ②会員が適正に資源を出せるよう周知してください。
- ③集団回収事業登録団体活動内容変更届（第4号の2様式）（12ページ）により、資源循環推進課に届け出てください。

(3) 資源の出し方について

※環境衛生上、支障をきたさない様、会員に周知してください。

- ①古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パックその他古紙）について
 - 新聞：ひもで結びます。チラシもいれて構いません。
 - 雑誌：ひもで結びます。
 - 段ボール：折りたたんで、ひもで結びます。
 - 紙パックその他古紙（その他書籍・お菓子の箱・包装紙など）：
種類ごとに紐で結びます。少ないときは雑誌と一緒に結んでください。

※雨天時も原則回収しますが、回収業者にお確かめください。
※回収できないものを混ぜないでください。

〈主な回収できないもの〉

窓つき封筒・ビニールコート紙・油紙・感熱紙など

- ②布類（古着・古布）について

- 洗濯したきれいな状態に出します。
 - 出したものが汚れないように、ビニール袋に入れてください。
- ※雨の日は出さないで、次回の回収まで待ってください。
※回収できないものを混ぜないでください。
- 〈主な回収できないもの〉
ふとん、まくら、じゅうたん、ぬいぐるみ、ビニール製品、
ペットに使用した毛布・マット、おむつ、トイレットカバーなど
※一般家庭で身に着けている衣類は、資源としてお出しいただけます。

③缶（アルミ缶・スチール缶）について

●缶の中を水ですすいで出します。

※アルミ缶とスチール缶は分別しましょう。スチール缶を回収対象としていない団体については、行政の資源回収日にお出してください。

※一斗缶・スプレー缶・塗料缶は回収できません。使い終わってから区の不燃ごみ回収日にお出してください。

2. 回収場所について

(1) 注意事項

①区が集積所とは別の集積場所を設定してください。

②集積場所が会員にわかるよう、標示物を掲示してください。

※標示物の掲示・管理は団体でお願いします。

③缶やびんを集める際、区のコンテナを使用しないでください。

(2) 標示物

下記のいずれかを、回収品目・回収日・団体名、回収業者名、連絡先などの必要事項を記載して、掲示してください。

●のぼり旗（たて150cm よこ50cm）

●垂れ幕（たて70cm よこ50cm）

●プレート（たて50cm よこ40cm またはB4判）

※新たな掲示、破損・汚損等があれば資源循環推進課へ連絡してください。

必要数をお渡しします。



3. 活動実施日について

(1) 注意事項

①区の資源回収日とは違う曜日を設定してください。

②会員が適正に資源を出せるよう、周知してください。

※前日の夜に資源を出すと放火の危険性が高まり、夜中の抜き取りによる盗難や騒音の恐れがあります。回収日当日の朝8時までに出すよう周知しましょう。

※年末年始等、回収日の変更がある場合は、その都度周知しましょう。

(2) 活動実施日を変更する場合

①回収業者と調整します。

②会員が適正に資源を出せるよう周知してください。

③集団回収事業登録団体活動内容変更届（第4号の2様式）（12ページ）により、資源循環推進課に届け出てください。

4. 回収業者を変更する場合

①回収業者と調整します。

※区より登録回収業者一覧をお渡しすることはできますが、契約には関与しません。トラブルのないようお願いします。

②集団回収事業登録団体活動内容変更届（第4号の2様式）（12ページ）により、資源循環推進課に届け出てください。

Ⅱ. 活動報告等各種届出について

1. 実績報告書について

※実績報告書様式（3枚複写の綴）は、資源循環推進課でお渡しします。郵送することもできますので、必要であればご連絡ください。

※提出時「計量証明書」の添付が必要です。（書き方は7ページ参照）

※提出の流れ

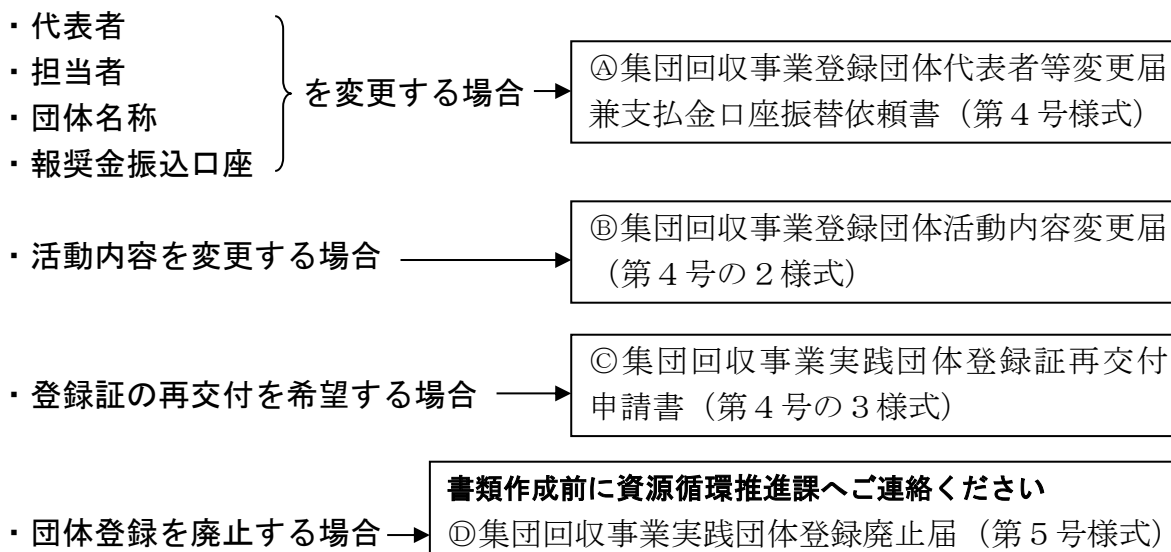
回収月翌月10日までに資源循環推進課へ提出してください

- ①資源を引き渡した後、回収業者の実績報告書の回収量記載、署名・押印をしてもらいます。
- ②団体名、代表者住所・氏名を記入し、登録印を押印のうえ「資源循環推進課（清掃リサイクル課）提出用」を提出してください。
- ③提出が大幅に遅れる場合は、資源循環推進課にご連絡ください。

※回収業者によっては、団体から代表者氏名等を記入した実績報告書を受け取り、回収量等を記載のうえ、「団体控え」を団体に、「資源循環推進課（清掃リサイクル課）提出用」に「計量証明書」を添付したものを資源循環推進課に提出する場合があります。

2. 各種届出について

※適正な報奨金支出、状況把握のため、遅れないよう提出してください。
提出書類は下記のとおり、様式・書き方は9ページ以降をご覧ください。



Ⅲ. 活動実施にあたって特にお願いしたいこと

1. 環境美化等について

(1) 環境美化について

- ①交通や環境衛生に支障がないよう配慮してください。
- ②朝8時までに出したにもかかわらず資源の取り残しがあった場合は、回収業者へ連絡しましょう。
- ③業者が回収できない品目を出さないよう会員に周知してください。

(2) 資源の抜き取りが多い場合

- ①車のナンバー・日時・場所などを記録してください。
- ②危険がある場合もあるので、抜き取り者に声かけはしないでください。
- ③抜き取り者を頻繁に目撃する場合は、資源循環推進課でもパトロールを行いますので、ご連絡ください。

2. 禁止事項

(1) 区の集積所に出された資源は持ち出さないでください。

※区の集積所に出された資源物は、区および区長が指定する事業者以外の者は収集・運搬してはいけません。

(2) 事業系の資源を回収することはできません。

※集団回収で出せる資源は、家庭から出される資源のみです。店舗や会社など事業活動に伴って発生する資源は、事業者自身で処理してください。

- 事業系の古紙は、「オフィスリサイクル・システム」や「商店街リサイクル・システム」に参加すると、比較的安い費用負担で回収・リサイクルすることができます。

【問合せ】

- ・オフィスリサイクル（事業所ごと）
オフィスリサイクルサービスセンター TEL 3931-0201
- ・商店街リサイクル（商店街単位）
板橋区資源リサイクル事業協同組合事務局 TEL 3966-5780

IV. 区からの報奨金について

1. 報奨金額について

(1) 支給内容

① 団体報奨金

- 5月支給（10月～3月報告分をもとに算定）
 - 11月支給（4～9月報告分をもとに算定）
- ※当該期間の回収量に下記（2）の単価をかけあわせて算定

② 消耗品購入費

前年度回収実績のあった団体に対し、年1回9千円、5月支給

(2) 報奨金単価算定方法

基礎額は1kgあたり4円です。古紙相場によって1円～2円上乗せし、5円または6円になる場合があります。

これは、古紙相場が低い場合に回収業者に支払う「業者報奨金」の予算上の残分を、団体報奨金単価に上乗せするためです。

① 古紙相場が高値で推移⇒当該期間の業者報奨金が0円だった場合

- ・ 団体 6円（4円+2円）
- ・ 業者 0円

団体報奨金	4円	+2円
-------	----	-----

② 古紙相場が中位で推移⇒当該期間の業者報奨金が1kgあたり

単価1円以下の場合

- ・ 団体 5円（4円+1円）
- ・ 業者 1円

団体報奨金	4円	1円	1円
-------	----	----	----

（※業者報奨金が1円に達していない場合もあります）

③ 古紙相場が安値で推移⇒当該期間をとおして業者報奨金が1kgあたり

単価1円を超える場合

- ・ 団体 4円
- ・ 業者 2円

団体報奨金	4円	業者 2円
-------	----	----------

（※業者報奨金が2円に達していない場合もあります）

(3) 回収量の確定方法

各団体から実施月の翌月10日までに提出される「集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書（第3号様式）〔資源循環推進課（清掃リサイクル課）提出用〕」によります。

「集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書」記入方法

※この様式は三枚複写です。様式が必要な場合は郵送もできますので、資源循環推進課（〒3579-2258）までご連絡ください。

※提出には「計量証明書」の添付が必要です。

※回収業者によっては、団体から代表者氏名等を記入した様式を受け取り、資源回収明細等を記入のうえ、「団体控え」を団体に、「資源循環推進課（清掃リサイクル課）提出用」に「計量証明書」を添付したものを資源循環推進課まで提出する場合があります。

1. 登録番号：団体の登録番号を記入します。記入がないと団体が特定できず、別の団体に振込みをしてしまうことも考えられます。
2. 回収業者番号：回収業者の番号を記入します。
（回収業者番号がわからなければ空欄で構いません。）
3. 年月日：この書類を記入した日を書きます。
4. 回収業者名：回収業者に業者名を記入、押印してもらいます。
5. 実践団体名：団体名を記入します。
6. 代表者住所氏名：団体の代表者の氏名等を記入します。
（担当者ではなく、区に登録の代表者の住所氏名と印をお願いします。）
7. 電話：問合せ先電話番号を記入します。
（集合住宅の管理事務所等の電話番号でも構いません。）
8. 実施日：回収実施日を西暦で記入してください。（例）2020年4月1日
9. 報告日：回収実施日の属する月を西暦で記入してください。
（例）回収実施日が2020年4月1日の場合 2020年4月分
10. 資源回収明細：回収業者に記入してもらうか、計量証明書の記載をもとに団体で記入します。
 - （1）総量（kg）：各品目の回収量を記入します。
 - ※1kg未満の端数は切り捨ててください。
 - ※リターナブルびんは計量しない場合は、1本0.6kgとして換算します。
 - ※「①+②の合計」には紙類と布類の回収量の合計を記入します。
 - ※「合計」には、「①+②の合計」に金属類とびん類の回収量を加えた、回収量の合計を記入します。
 - （2）1kgあたり単価：団体が回収業者に資源を有償で売払った場合、品目ごとの1kgあたり単価を記入します。
 - （3）売払金額：団体が回収業者に資源を有償で売払った場合は、品目ごとの売払金額を記入します。

提出先

三枚複写の様式のうち「資源循環推進課（清掃リサイクル課）提出用」に「計量証明書」（写しでも可）を添付し、回収月の翌月10日までに、板橋区役所北館7階⑪資源循環推進課に提出してください。

（〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 資源循環推進課資源循環協働係）

第3号様式(第6条関係)
[清掃リサイクル課提出用]

登録番号

回収業者番号

集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書

年 月 日

あて先
板橋区長

回収業者名 印

実践団体名

代表者住所氏名

電話

実施日 年 月 日

報告日 年 月分

登録世帯数 世帯

下記のとおり、資源回収実績を報告します。

資源回収明細				
品目	総量 kg	1kg当たり単価	売払金額 円	備考
① 紙類	新聞			
	雑誌			
	段ボール			
	紙パック			
	その他古紙			
② 布類				
金属類	スチール缶			
	アルミ缶			
びん類	リターナブルびん			一升びん類 本
	ワンウェイびん			ビール瓶 本 その他生きびん類 本
①+②の合計				
合計				

1. 本報告書は、実施翌月の10日までに清掃リサイクル課まで提出してください。
2. リターナブルびんは、計量しない場合は、1本0.6kgとして換算してください。
また、kg未満の端数は、切り捨ててください。
3. 合計欄のkg未満の端数は、切り捨ててください。
4. 実践団体の代表者印は、必ず清掃リサイクル課に登録してある印鑑を使用してください。

㊤「**集団回収事業登録団体代表者等変更届兼支払金口座振替依頼書**」記入方法

1. 登録番号：団体の登録番号を記入します。記入がないと団体が特定できない場合があります。
2. 年月日：この書類を記入した日を書きます。
3. 団体名、代表者氏名：変更後の団体名、代表者氏名を記入し、代表者印を押印。
※代表者印は「〇〇会会長之印」「□□管理組合理事長之印」または代表者個人の印。ただしスタンプ印は使えません。
集団回収について区に提出する他の書類も同一の印でお願いします。
4. 変更事項：変更する項目の□に✓を入れ、変更内容を記入します。変更しない項目については記入不要です。
 - (1) 団体名を変更する場合
新：今後の団体名 旧：今までの団体名
 - (2) 代表者を変更する場合
新：今後の代表者の氏名・住所等 旧：今までの代表者の氏名
※活動地域の住民でない方（集合住宅の管理員や管理会社の方など）は代表者になれません。
(例) 町会・自治会等の場合…町会長・自治会長等
集合住宅の場合…管理組合の理事長、その他団体の場合…団体の代表者
 - (3) 担当者を変更する場合
新：今後の担当者の氏名・住所等 旧：今までの担当者の氏名
※管理人交代等により担当者名のみの変更は、電話連絡でもお受けします。
 - (4) 書類送付先
✓を入れていただいた送付先に送付します。
送付先に✓がない場合は、
今まで書類を代表者に送付している場合→新代表者に送付
今まで書類を担当者に送付している場合→新担当者に送付 とします。
 - (5) 変更理由
【記入例】会長変更、理事長交代、担当者変更 など
 - (6) 変更年月日
団体の総会・理事会等で定められた日など、事実発生日（または予定日）を記入してください。

報奨金振込口座

報奨金の振込先として指定する口座を記入してください。

代表者変更の場合は、口座に変更がなくても必ず記入してください。

※ 口座名義は、通帳の記載通りに記入してください。

※ 代表者の氏名と口座名義が異なる（口座名義に代表者名が入っていない）場合は、必ず委任状欄を記入し押印してください。

提出先

板橋区役所北館 7階⑪資源循環推進課に提出してください。

(〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 資源循環推進課資源循環協働係)

TEL : 03-3579-2258

第4号様式（第6条第2項関係）

登録番号	
------	--

集団回収事業登録団体代表者等変更届
兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

団体名 _____

代表者氏名 _____ ㊟

下記のとおり変更したので届け出します。

記

※変更する項目のみ、□に✓を入れ、変更内容をご記入ください。

変更事項	変更内容		
□ 団体名	新		
	旧		
□ 代表者	新	フリガナ名	
		住所	
		電話番号	
	旧	氏名	
□ 担当者	新	フリガナ名	
		住所	
		電話番号	
	旧	氏名	
□ 書類送付先	□ 代表者 □ 担当者 (該当項目に✓を入れてください)		
□ 振込口座のみの変更 (振込口座のみの変更は✓を入れてください)			
変更理由		変更年月日	年 月 日
報 奨 金 振 込 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店
	預金種別	普通・当座	口座番号
	住所	板橋区	
	フリガナ		
	口座名義		

※代表者変更の場合、口座名義変更がなくても必ず通帳の記載どおりにご記入ください。

代表者氏名と口座名義が異なる場合は、次の委任状にご記入ください。

委任状

私は、上記の振込口座欄に記入した者を受任者として定め、報奨金を受領する権限を委任します。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

団体名 _____

代表者氏名 _____ ㊟

㊦「集団回収事業登録団体活動内容変更届」記入方法

※団体名、代表者、担当者、書類送付先を変更するときは、㊦「集団回収事業登録団体代表者等変更届兼支払金口座振替依頼書」での手続きをお願いします。

1. 登録番号：団体の登録番号を記入します。記入がないと団体が特定できない場合があります。
2. 年月日：この書類を記入した日を書きます。
3. 団体名、代表者氏名：団体名、代表者氏名を記入し、代表者印を押印します。
印は区に登録の代表者印をお願いします。
4. 変更事項：変更する項目の□に✓を入れ、変更内容を記入します。変更しない項目については記入不要です。
 - (1) 取扱品目を変更する場合：
新：今まで回収していた品目も含め、今後の取扱品目を○で囲んでください。
追加品目：今までは回収していないが、今後は回収する品目を記入
廃止品目：今までは回収していたが、今後は回収しない品目を記入
 - (2) 活動実施日を変更する場合：
新：今後の活動実施日を記入（例：毎週木曜日）
旧：今までの活動実施日を記入（例：毎月第2・4木曜日）
 - (3) 回収業者を変更する場合：
新：今後の回収業者の情報を記入
旧：今までの回収業者の名称を記入
※今後の契約回収業者が2社以上の場合は、どの回収業者がどの品目をいつ回収するのか、わかるように記入してください。
※今までの回収業者に加え、別の回収業者とも契約する場合は、「旧」の欄は記入しないでください。
 - (4) 変更年月日：変更予定年月日を記入してください。
 - (5) 変更理由：変更理由があれば記入してください。

提出先

板橋区役所北館7階⑪資源循環推進課に提出してください。

(〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 資源循環推進課資源循環協働係)

(実践)

登録番号	
------	--

第4号の2様式（第6条第3項関係）

集団回収事業登録団体活動内容変更届

年 月 日

（あて先） 板橋区長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

下記のとおり変更したので届け出します。

記

変更事項	変更内容	
□ 取扱品目	新	※変更後の取扱品目（全て）の番号を○で囲んでください。 (1)新聞 (2)雑誌 (3)段ボール (4)紙パックその他古紙 (5)布類 (6)スチール缶 (7)アルミ缶 (8)リターナブルびん (9)ワンウェイびん
	追加品目： _____ 廃止品目： _____	
□ 活動実施日	新	毎週 曜日・毎月第 曜日・毎月 日・随時
	旧	毎週 曜日・毎月第 曜日・毎月 日・随時
□ 回収業者	新	フリカ`ナ 名 称
		住 所
		電 話
		取扱品目 (2業者以上の場合)
	旧	フリカ`ナ 名 称
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

◎「集団回収事業実践団体登録証再交付申請書」記入方法

※団体登録証の再交付を必要とする場合は、この申請書を提出してください。団体名、代表者の変更とあわせて、登録証の再発行を希望するときは㊤「集団回収事業登録団体代表者等変更届兼支払金口座振替依頼書」とあわせて提出してください。

1. 登録番号：団体の登録番号を記入します。記入がないと団体を特定できない場合があります。
2. 年月日：この書類を記入した日を書きます。
3. 団体名：団体名を記入します。
4. 代表者名：団体の代表者の氏名を記入し、区に登録の印を押印します。
※団体名、代表者の変更とあわせて登録証の再発行を希望する場合は、変更後の団体名、代表者名を記入してください。
5. 住所：団体の代表者の住所を記入します。
6. 電話：団体の代表者の電話番号を記入します。
7. 申請理由：(記入例) 登録証を紛失したため
新代表者氏名での登録証が必要であるため

提出先

板橋区役所北館 7階㊤資源循環推進課 に提出してください。

(〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 資源循環推進課 資源循環協働係)

(実践)

第4号の3様式（第6条第4項関係）

登録番号	
------	--

集団回収事業実践団体登録証再交付申請書

年 月 日

（あて先） 板橋区長

団体名	
代表者名	(印)
住所	
電話	

下記により登録証の再交付を申請します。

記

申請理由	
------	--

(実践)

第5号様式（第6条第5項関係）

登録番号	
------	--

集団回収事業実践団体登録廃止届

年 月 日

（あて先） 板橋区長

団体名	
代表者名	印
住所	
電話	

下記により集団回収事業実践団体登録を廃止します。

記

廃止理由	
廃止年月日	年 月 日